

## アイデア調査票提出にあたっての留意事項

(1) 奈良県は、医療介護総合確保促進法に基づき、令和2年度奈良県計画（医療分）を策定し、医療審議会の意見聴取等を経た後、国へ提出します。このアイデア募集は、**医療に関する事業**が対象です。具体的な事業例につきましては、別添4の「地域医療介護総合確保基金（医療分）の事業例」をご参照ください。

(2) 事業期間について

- ・事業期間は、原則1年間とします。
- ・個別の事業の内容に応じて実施期間を複数年とすることも可能です。複数年の計画は、一定年度（原則3年程度）で目標を立てて実施するような事業を対象とします。（施設整備など年度をまたがる事業や、政策的要素が高く、複数年実施で一定の効果が見られるプロジェクト的な事業を想定しています。）
- ・毎年恒常的に実施する事業については、単年度の計画となります。

(3) 事業項目について

奈良県では、平成28年3月に、奈良県地域医療構想を策定しました。この構想を実現するため、地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用し、以下の区分に該当する事業を推進します。

区分Ⅰ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

区分Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業

区分Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業

また、国において、基金は、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」や、「地域医療構想に基づく病床機能の転換を行うために必要となる人材の確保」などに重点配分する方針となっています。

そのため、**地域の医療課題の解決となり難いような個別の病院等のための事業については対象外**とします。また、**診療報酬や他の補助金等で措置されているものは対象外**です。

(4) 地域の医療課題等及び達成目標について

都道府県計画については、データに基づく地域の医療ニーズ、医療資源に関する現状分析、将来予測等を行い、医療及び介護の総合的な確保に関する目標を設定することとされています。

提案にあたっては、現状分析等を行ったうえで、どのような課題があり、それが提案事業の実施によってどのように解決につながるのか等をご検討いただき、調査票の「現状と課題、事業の目的」や「達成目標」の欄にご記入ください。

(5) 補助率について

- ①ソフト事業：事業の性質や類似の補助事業等をもとに個別判断
- ②施設整備・設備整備：原則として1/2以内

(6) 令和2年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の事務スケジュール（予定）

令和元年9月～ 提案された事業の検討  
令和2年3月 県において予算化  
令和2年3月～ 国（厚生労働省）との調整  
令和2年6月以降 令和2年度交付金の内示（国→県）  
令和2年7月以降 令和2年度計画の作成（県→国）

(7) ご提案いただいたアイデアの取り扱い

- ・ご提案いただいたアイデアについては、令和2年度以降に策定する都道府県計画の参考にさせていただきます。
- ・必要に応じて、個別にヒアリング等を実施することもありますので、ご協力をお願いします。
- ・なお、今回の事業提案募集はあくまで計画策定の参考とするものであり、県において計画策定後、採用された事業については、公募等して実施する補助事業等として令和2年度計画に盛り込まれます。提案いただいた事業が計画に採用されたとしても、補助事業等の事業実施者として採択されたということではありませんのでご注意ください。
- ・提案いただいた内容は、「奈良県医療審議会」、「地域医療構想調整会議」等の公開の会議の資料とさせていただく場合があります。あらかじめご承知置きください。

(8) 留意事項

事業の評価については、事業毎に具体的な指標や目標値及び達成年度を設定する必要があります。また、毎年度、事業毎に評価を行い、事業継続の有効性を確認したうえで、次年度以降の継続可否を検討します。

## アイデア調査票の作成要領

### 1. 全般について

- ・調査票はメールで提出してください。
- ・メール提出の際、**調査票はエクセル形式**でご提出ください。その他の資料につきましては、できるだけPDFで一つのファイルに連結のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。一つのファイルにできない場合は、ファイル名に番号を付与する等して資料の順番がわかるようにしていただきますようお願いいたします。
- ・できるだけ具体的に平易な文書で記載してください。
- ・必要に応じて、詳細な事業概要や概要図等を添付してください。
- ・「事業費」は、県からの助成額（基金充当額）ではなく、当該事業で発生する経費の総額です。
- ・金額の単位は全て「千円単位」で記載ください。
- ・①積算内訳（算出方法説明資料※必須）と、それを確認できる②見積書等があれば添付してください。また、①の各項目と②が突合できるように、番号等を付記し、順番を整えてください。
- ・適宜、「行」の高さを調節してください。
- ・「行」「列」「セル」の結合、挿入、削除はしないでください。
- ・本作成要領に沿っておらず、不明な箇所等があれば、補正をお願いする場合がありますので、ご留意願います。

### 2. 調査票について

- 「◎」がある項目は必ず記載してください。それ以外の項目は該当する場合に記載してください。
- 「事業の分類」
  - ・添付4の「地域医療介護総合確保基金（医療分）の事業例」から該当するもの、または最も近いものを選択して記載してください。
- 連携する団体等がある場合には、当該団体等と調整のうえ、ご提出ください。
- 「事業の概要」について
  - ・「事業概要」には、2～3行程度で簡略して記載してください。
  - ・今後、一覧にする際に「事業概要」に記載していただいた内容を公表する予定をしています。
  - ・「積算」は、事業が複数年にわたる場合には、年度ごとに記載ください。
  - ・事業項目ごとに計画事業費を付記していただき、「ソフト事業」、「施設整備」、「設備整備」の区分も併せて付記してください。
  - ・可能な限り、事業費の内訳を記載してください（特に「ソフト事業費」）。  
※「ソフト事業費」とは、運営等にかかる事業費です。
- 「事業期間」について、
  - ・現時点で想定している事業計画期間を記載してください。事業期間は、原則1年間です。
- 「現状と課題、事業の目的」について
  - ・現状や課題は、県の医療計画や各種計画・構想などにおける客観的な位置付けについても可能な限り記載してください。
  - ・事業の目的は、「達成目標」の欄と整合するようになしてください。
- 「実施に向けた現在の状況」について
  - ・「実施に向けた現在の状況」は、実施に向けた関係機関との調整・協力体制の状況などを記載してください。

- 「本事業を公的医療機関等が実施する必要性」について
  - ・実施主体が民間医療機関等の場合には記載不要です。（県、市町村、公立病院、公的医療機関が事業を実施することの説明を記載する欄です。）
  - ・地方公共団体が実施主体となって民間に委託する場合も、この欄の記載が必要です。
- 「その他」は、特に強調したい事業効果や県全体への効果などがある場合に記載してください。
- 「事業の対象となる医療介護総合確保区域」欄にある各区域は、次のとおり（二次医療圏と同じ）です。

奈良医療圏（奈良市）

東和医療圏（天理市、桜井市、宇陀市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村）

西和医療圏（大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町）

中和医療圏（大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町）

南和医療圏（五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）